

国民健康保険と 老人保健の制度が一部変わります

次のページに続く

今回の改正は、急速に少子高齢化が進んでいくなかで、国民の安心の基盤である「皆保険制度」を維持し、将来にわたって持続できる制度にするためのものです。医療給付は年々伸び続けています。そのため、医療給付と国民の負担との均衡を保つ改正が10月からスタートし、国民健康保険と老人保健の制度が一部変わることになります。主な改正のポイントは次の4つです。

2 療養病床に入院する高齢者の食費・居住費の負担が見直されます

療養病床に入院する70歳以上の高齢者（長期入院患者）について、低所得者に配慮しつつ、食費（食材料費・調理コスト相当）・居住費（光熱水費相当）の一部を自己負担することになります。

平成18年9月まで（月額）

改正前	食材料費
現役並所得者 （月収28万円以上 または課税所得 145万円以上）	24,000円
一般	24,000円
低所得者Ⅱ （住民税 非課税世帯）	20,000円 （入院4か月目以降の 月額負担15,000円）
低所得者Ⅰ② （年金受給額 80万円以下等）	10,000円
低所得者Ⅰ① （老齢福祉年金 受給者）	—

平成18年10月から（月額）

改正後	食費+居住費
現役並所得者 （月収28万円以上 または課税所得 145万円以上）	52,000円
一般	52,000円
低所得者Ⅱ （住民税 非課税世帯）	30,000円
低所得者Ⅰ② （年金受給額 80万円以下等）	22,000円
低所得者Ⅰ① （老齢福祉年金 受給者）	10,000円

- ▶ 食費・居住費は介護保険と同額です。
- ▶ 自己負担額の合計は現行の診療報酬・介護報酬を前提とした標準的な負担額（1割負担+食費+居住費）
- ▶ 自己負担額の合計の変化は、食費・居住費の見直しによる影響（一般所得者で28,000円の増加）のほか、高額療養費の見直しによる影響を含みます。

※ 入院医療の必要性の高い患者（人工呼吸器、中心静脈栄養等を要する患者や脊髄損傷（四肢麻痺がみられる状態）、難病等の患者）については現行どおり食材料費相当のみの負担となります。



高齢者の自己負担割合の見直し

70歳以上の高齢者のうち、現役並み所得（月収28万円以上または課税所得145万円以上）のかたの自己負担割合が、現行2割から3割に引き上げられます。



高齢者の食費と居住費負担の見直し

介護保険との負担の均衡を図る観点から、療養病床に入院（長期にわたる療養の入院）する70歳以上の高齢者について、食費・居住費が見直されます。



医療費の自己負担限度額の引き上げ

医療費の自己負担限度額を低所得者に配慮しつつ、総報酬額（賞与を含む）に見合った水準になるよう引き上げられます。



現金給付（出産育児一時金）の見直し

出産育児一時金を現行30万円から35万円に引き上げます。

1 高齢者で現役並み所得のかたの自己負担割合が引き上げられます

70歳以上の高齢者のうち、現役並み所得者（月収28万円以上または課税所得145万円以上・老人保健対象者も含む）の自己負担割合を、現役世代のかたと同様の3割負担とします。

平成18年9月まで
2割

平成18年10月から
3割

現役並み所得となる世帯の収入

夫婦2人世帯	520万円以上（年収ベース）
単身世帯	383万円以上（年収ベース）



※ 平成18年8月から、詳細は今後政令等で定められます。